



# テミス通信

第 11 号 / 2014年9月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



天満天神 繁昌亭

この夏は、雨が多く、また各地で大雨の被害が発生しました。  
皆さま、ご関係者の方々、いかがお過ごしでしょうか。  
お見舞い申し上げます。

さて最近、「芋は九月の闇の夜に太る」という言葉に出会いました。  
その意味は、「芋（里芋）は「芋名月」というように、「中秋の名月」に早堀りしてお供えする。しかし、芋が太り熟し深い味わいを持つようになるのは、秋月も冷たさを増し、霜も降り始める旧暦の九月の闇の夜である。」

この9月、佐井司法書士事務所は共同事務所から独立して13年目に入りました。  
先の言葉を、ようやくこれからだと受け止めて精進します。  
決して、「9月の夜に芋を食べ過ぎて太る」と言う意味ではありません。念のため。

(佐井恵子)

## 事業承継問題解決セミナー にゲスト講師として参加します

2014年11月6日（木）受付13:30 開始14:00

東大阪商工会議所502号室において

「親族後継者・社員後継者への株の引継ぎ方教えます」

～信託を活用した事業承継のご提案～

- 中継ぎ経営者が安心して経営に専念できる方法
- 経営権を保持しながら親族後継者を育てる方法

テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



# 不動産登記だけではない！「遺産相続手続」

## 面倒くさい相続手続

ひとくちに遺産相続といっても、その対象は不動産だけではありません。銀行預金の解約に株式の相続、生命保険金の受取エトセトラと、請求する機関も求められる書類も様々、作業は繁雑です。

ところが、いざ相続となったとき、相続人が大勢いらっしまったとしても、実際に走り回るのは相続人の中のおひとり。

「お休みをとって、役所に銀行に証券会社にと、慣れない手続に疲れました。」

「銀行によって、求められるものが違う。」

「事情を知らない他の相続人から、『時間がかかりすぎているのではないか』とか、『印鑑は、これで最後か』と文句が出る。」

といった苦労話を、不動産の相続登記手続ご依頼の時によく伺います。

私どもでは、不動産の相続登記手続を主にしておりますが、ご依頼によっては、もう少し広げて、**遺産相続手続全般にわたっての業務も**行っています。

具体的には、

相続人の方から依頼をいただき、

1. 被相続人名義の預貯金について、銀行など金融機関に対して、  
残高証明書、取引履歴等の照会調査
2. 被相続人名義の有価証券等について、証券会社に対して、残高証明書の照会調査
3. 被相続人名義の預貯金・証券他債券類、保険金、年金等について、  
解約、名義書換による請求手続
4. 被相続人の借入債務につき、各債権者の債権額調査確定に必要な取引履歴等の書類の取寄請求
5. その他相続手続

相続人特定のための戸籍類の請求や、不動産登記手続はもちろんです。

## 相続人間・金融機関とのやりとりをスムーズに

相続人の方々からは、「相続人が大勢で、遠方にいるので、銀行窓口で司法書士に依頼してはと勧められた。一時はどうしようかと思ったけれど、本当に任せて良かった。助かりました。」だとか、

「お金のことなので、自分でするよりも第三者に入ってもらって良かった。」と仰っていただきます。金融機関からは、「司法書士が手続をしているので、間違いのないと思いますから、それで行きましょう！」等々。

相続人の方々や金融機関のご担当者が、本当に、信頼を寄せて下さっていることを実感します。

それだけに、慎重に、**間違いのない手続**、そして相続人の方々や関係諸機関との**豊かなコミュニケーション**を心がけ、その期待に応えたいと思っています。

相続人間で争いがある場合は弁護士の先生に、相続税を払う必要のある場合は資産税に強い税理士の先生に相談なさるようお薦めしています。もちろん、必要とあらば、ご紹介もいたしますので、お気軽にご相談下さい。

(佐井恵子)



## 株主名簿はありますか？

会社にとって、株主名簿は、定款と並んで大切なものです。  
会社が誰のものかを、株主名簿は記録します。

重要な決議を可決できるか？  
株券を廃止してしまおう。  
自己株式の買取ルールを整備しよう。  
合併や会社分割など、M&Aの準備に。  
事業承継対策をする前に。

そんなとき、「株主名簿はありますか？」とお尋ねします。  
家族・親族経営の多い中小企業では、株主名簿が整備されていない場合が少なくありません。  
いよいよとなると、「税務申告書（別表第二）を確認してみてください。」とっています。

株主名簿にまつわるエピソードには事欠きません。  
昔、株式会社設立時に出資者（発起人）が7人必要だったので、今は亡き社長が全額出資して名義を借りていただけのはずが、株主名簿もない会社、業績も良い今になって、その相続人が株主の権利を主張してきた。

株式を発行しないで資本金を増額する方法で、株式会社の最低資本金制度をクリアした時に、間違っって別表第二の株数を増やし、その後、贈与を繰り返したため、元に戻すに戻せなくなり、登記簿と別表第二の発行済株式総数が違うまま。

株券を回収したら、発行済株式総数を上回る株券が戻ってきたなんていう話もありました。

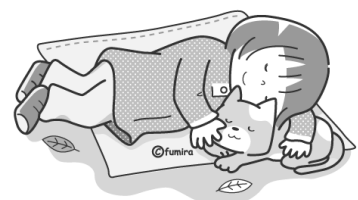
株主名簿の法定記載事項は以下の通りです。

1. 株主の氏名又は名称及び住所
2. 株主の有する株式の数（種類株式発行会社は、その記載）
3. 株主が株式を取得した日
4. 株式会社が株券発行会社である場合には株券の番号
5. 株式に質権を設定した場合は、質権者の氏名又は名称及び住所
6. 株式に質権を設定した場合は、質権の目的である株式
7. 株式が信託財産に属する場合はその旨の表示

裏面のサンプルをご覧くださいませ。必ず作成し、変更ある毎に手直しして下さい。株主名簿を正しく備えていない場合は、代表取締役は過料に処せられます。ご注意下さい。

平成18年の会社法改正後、株券を持たない株主も、会社に対して株主名簿記載事項証明の交付を請求できるようになりました。株主は、これを手元に置いておくのもいいですね。住所が変わったときも、連絡を忘れずに。

（佐井恵子）



## 株券不発行会社の場合

No. 1		株 主 名 簿				
株 主		氏 名 甲野 太郎				
		住 所 大阪市北区西天満〇丁目〇番〇号				
		通知場所 同上				
取得・喪失 年月日	取得 株式数	喪失 株式数	所有 株式数	受付・記載 年月日	備考	
平成24年 7月1日	60株		60株	—	会社設立	
平成25年 10月1日	40株		100株	平成〇年〇月〇日	乙田二郎から譲受	
平成26年 4月1日	50株		150株	平成〇年〇月〇日	募集株式の発行	

サンプル

## スタッフ紹介（拡大版）

今回のスタッフ紹介、テーマは「夏の1枚」です。

### タイガースの応援



今年の観戦結果は1勝3敗。あれ？の結果です。何の感想もありません…。(司法書士 佐井恵子)

### 台湾の故宮博物院



お盆休みに人生2度目の台湾旅行に行ってきました。前回来たときは広すぎてゆっくり見ることが出来なかったので、今回は時間をかけて観覧しました。蒋介石が毛沢東との戦争中にて中国史が好きな人には(司法書士 山添健志)

オススメです。

### 初・あべのハルカス展望台



お盆休みはUSJのハリーポッターに人が流れてハルカスは空いているのでは！？という期待をしながらも、9時には展望台へ。地上300メートルからの眺めはとても綺麗で大阪が一望できます。

10時頃に降りると入場待ちの大行列が…ハルカスに行かれる方は朝イチがおすすめ！！

(事務局 石飛佐和子)

### 近江富士(?)



娘がお盆明けにある試合(軟式テニス)のため連日部活で、夏休みらしい休みがなく・・・日帰りで久々に琵琶湖へドライブに行きました。滋賀県には近江富士と呼ばれる山(三上山)があることを初めて知り、「あれなんじゃない？」とパチリ。本当にこれなんですか？ ご存知の方教えてください(^^;) (事務局 門垣佳代子)

## 休眠会社・休眠一般社団法人が整理されます！

前々回のテミス通信9号（5月発行）で紹介しました、休眠会社・休眠一般法人への職権解散手続きが平成26年度に実施されることが正式に決まりました。

今回は、法務省より発表された日程をご紹介します。

①休眠会社とは「最後の登記から12年を経過している株式会社」

②休眠一般法人とは「最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人」

上記①、②に該当する会社又は法人に対して平成26年11月17日（月）付けで2ヶ月以内に「まだ事業を廃止していない」旨届出もなく、登記（役員変更等）もされない会社は解散したものとみなされるとの官報公告がされ、登記所より会社の登記簿上の住所宛に同様の内容の通知が発送されます。

2ヶ月後の平成27年1月19日（月）までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出がない若しくは登記（役員変更等）申請がない場合は、平成27年1月20日（火）付けで解散したものとみなされ、登記官が職権で解散登記をします。

職権で解散登記がされると、会社は営業活動が制限され会社の清算手続きをすることになります。

解散したものとみなされた会社や法人は、特別決議によって会社継続の方法はありますが、登録免許税等の費用も大きくなります。通知が届いた場合はなるべく早くご相談ください。



（山添健志）

法務省発行のパンフレット

## ご近所探訪 ～うめぐるバス編～



今回はグリーンの車体がかわいい、小さなバスをご紹介します。レンタサイクル、パーキングとともに「うめだ、ぐるっと、めぐる。」交通サービスとして、昨年4月からスタートしたエリア巡回バス、うめぐるバス。運賃100円で梅田の街を一巡できます。佐井事務所からの最寄り徒歩7分、国道1号線を西に進み、露天神社（お初天神）から御堂筋を渡ってすぐの場所に梅田新道【北】のバス停があります。運行間隔は約10分、空いている時間帯は時刻表より早く着きます。各線梅田駅やグランフロント大阪等、12箇所のバス停を一周30分で回ります。お買い物だけでな



く、バス内で配布しているリーフレットを片手に梅田の歴史散歩に繰り出すのもいいですね。路線図、時刻表は <http://bus.hankyu.co.jp/rosen/umegle.pdf> をご覧ください。右の写真はmbsのキャラクター、らいよんちゃんとのコラボバス。こんなバスが梅田を走っています！



## 台風にも負けず「任意後見の基礎実務」

平成26年8月10日は、台風が、大阪市内に昼頃通過するとの天気予報。大阪市立中央区民センターにおいて、公益社団法人リーガルサポートの連続研修の一コマ90分を佐井が担当しました。今回も、テーマは、「任意後見の基礎実務(相談・契約含む)」

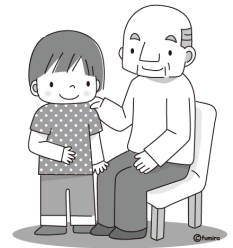
家庭裁判所は、リーガルサポートの研修単位を履修した会員司法書士を、成年後見人の候補者として名簿登録し、そこから第三者後見人として選任します。

当日は、電車がストップすると困るので、早めに大阪入りして備えました。傘を壊すといったハプニングはあったものの、会場に入れば、近畿一円から司法書士が多数集い、熱心に勉強しました。終わってから、若い司法書士から良かったですと声をかけてもらい、主催者側からも、1月に担当した研修内容からバージョンアップしてましたね！という労いの声もいただいて、ほっとして外に出た頃には、すっかり台風は抜けた後。

区民センターのホールは大きくて、照明も当たり、どうしてこんな所で話しているのか不思議な気分でした。以前、cello の発表会の会場が旭区民会館であったけど、あの時は小さい方のホールだったなあ、逆の方が良かったなあ・・・と思いながら話していました。

来年1月に、もう一度同じ内容で話すようにというリクエストがありましたので、このテーマはそれを最後に卒業しようと思っています。

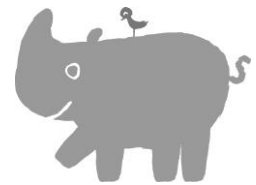
(佐井恵子)



## テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・金融機関への相続手続きが簡単にいかないには、それなりの理由があります。銀行は、間違いのない手続きをするために、マニュアルを作ったり、相続センターで対応したりと、各社苦勞されています。ただ、これは他人事ではなく、各企業の課題でもあります。株主に相続が発生したときに備えて、具体的な対応を考えておくことが必要ですね。
- ・「1万人の第九」のレッスンをスタートしました。淀屋橋は大阪倶楽部会館で2時間、とてもじゃないけど無理！と思うほどの高音を求められますが、先生の話術は最高で、遅い時間にも関わらず楽しんでます。
- ・「見上げてごらん夜の星を」をご存じでしょうか。年上の友人に、カセットに落としてお見舞に持って行ったことがあります。どんな思い出があったのか、聞けば良かった。今、チェロのアンサンブルの練習曲です。
- ・夏の思い出。それぞれに、暑いながらも、充実したお休みを過ごせたようです。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>